

別海町議会会議録

第3号（平成23年3月17日）

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

特別委員会付託事件審査結果報告

①平成23年度別海町各会計予算審査特別委員会

（町長提出議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号）

②別海町自治基本条例審査特別委員会

（町長提出議案第19号）

日程第 3

各議案の討論・採決

①平成23年度別海町各会計予算審査特別委員会付託事件

（町長提出議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号）

②別海町自治基本条例審査特別委員会付託事件

（町長提出議案第19号）

③別海町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出議案第20号）

④別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出議案第21号）

⑤別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出議案第22号）

⑥別海町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出議案第23号）

⑦別海町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出議案第24号）

⑧別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出議案第25号）

⑨別海町漁業集落排水事業償還基金条例を廃止する条例の
制定について

(町長提出議案第 26 号)

⑩別海町生活改善センター条例を廃止する条例の制定につ
いて

(町長提出議案第 27 号)

⑪町有財産の無償譲渡について

(町長提出議案第 28 号)

⑫町道の路線認定及び廃止について

(町長提出議案第 29 号)

⑬北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更につ
いて

(町長提出議案第 30 号)

⑭北海道市町村総合事務組合理約の変更について

(町長提出議案第 31 号)

日程第 4 発議第 1 号 別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

日程第 5 発議第 2 号 新たな高齢者医療制度に関する意見書について

日程第 6 発委第 1 号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書について

日程第 7 委員会開催の承認について

○会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 特別委員会付託事件審査結果報告

①平成 23 年度別海町各会計予算審査特別委員会

(町長提出議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第
6 号、議案第 7 号、議案第 8 号、議案第 9 号、議案第 1
0 号)

②別海町自治基本条例審査特別委員会

(町長提出議案第 19 号)

日程第 3 各議案の討論・採決

①平成 23 年度別海町各会計予算審査特別委員会付託事件

(町長提出議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第
6 号、議案第 7 号、議案第 8 号、議案第 9 号、議案第 1
0 号)

②別海町自治基本条例審査特別委員会付託事件

(町長提出議案第 19 号)

③別海町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第 20 号)

④別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

(町長提出議案第21号)

⑤別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第22号)

⑥別海町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第23号)

⑦別海町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第24号)

⑧別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第25号)

⑨別海町漁業集落排水事業償還基金条例を廃止する条例の制定について

(町長提出議案第26号)

⑩別海町生活改善センター条例を廃止する条例の制定について

(町長提出議案第27号)

⑪町有財産の無償譲渡について

(町長提出議案第28号)

⑫町道の路線認定及び廃止について

(町長提出議案第29号)

⑬北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

(町長提出議案第30号)

⑭北海道市町村総合事務組合理約の変更について

(町長提出議案第31号)

日程第 4 発議第 1 号 別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 発議第 2 号 新たな高齢者医療制度に関する意見書について

日程第 6 発委第 1 号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書について

日程第 7 委員会開催の承認について

○出席議員（18名）

1 番	西 原 浩	2 番	沓 澤 昌 廣
3 番	福 原 春 夫	4 番	安 部 政 博
5 番	瀧 川 榮 子	6 番	山 田 信
7 番	丹 羽 勝 夫	8 番	松 原 政 勝
9 番	戸 田 博 義	10 番	戸 田 憲 悦
11 番	中 村 忠 士	12 番	佐 藤 初 雄
13 番	池 田 幸 雄	14 番	安 田 輝 男

15番 山崎賢一
副議長 17番 横堀昭康

16番 佐々木春男
議長 18番 渡邊政吉

○欠席議員（ 0名）

○出席説明員

町 長 水沼 猛
教 育 長 山口 長伸
福 祉 部 長 田村 秀男
建設水道部長 田中 忠敏
監査委員事務局長 半田 雅代
病院事務長 真籠 毅
総務部次長 有田 博喜
福祉部次長 守川 昇
産業振興部次長 土井 一典
総務課長 宮部 正好
財政課長 竹中 仁
福祉課長 松本 光永
福祉課参事 清水 純夫
病院事務課長 佐藤 一彦

副 町 長 磯田 俊夫
総 務 部 長 小守 正
産業振興部長 飯島 孝二
教 育 部 長 根本 幸三
農委事務局長 森本 哲男
会 計 管 理 者 上月 昭彦
福祉部次長 笠原 悦雄
福祉部次長 松本 光永
建設水道部次長 大島 登
総合政策課長 有田 博喜
税 務 課 長 干場 俊昭
町 民 課 長 斎藤 英彦
上下水道課長 永野 寛明

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 佐藤 次春

主 幹 山田 一志

○会議録署名議員

9番 戸田 博義
11番 中村 忠士

10番 戸田 憲悦

開議 午前０９時５８分

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。

去る３月１１日午後２時４６分ごろ発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード９．０という世界最大級の規模であり、未曾有の津波によって東日本に壊滅的な被害を与え、多数の死傷者等を出す大惨事となりました。被災されました地域の皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、いまだ行方不明となられている方々が一刻も早く救出されますよう、心から願うものであります。ここに、この大震災により犠牲となられた方々の御冥福を祈り、謹んで黙祷を捧げたいと思います。どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

御起立を願います。

黙祷。

（黙 祷）

○議長（渡邊政吉君） ありがとうございます。御着席願います。

◎開議宣告

○議長（渡邊政吉君） なお、定刻より少し早いようでございますけれども、皆さんおそろいでございますので、始めたいと思います。

ただいまから、第９日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は１８名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１９条の規定により、議長において指名いたします。

９番戸田博義議員、１０番戸田憲悦議員、１１番中村忠士議員、以上３名を指名いたします。

◎日程第２ 特別委員会付託事件審査結果報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第２ 特別委員会に付託いたしました議案の審査結果の報告を議題といたします。

ここで、お諮りいたします。

平成２３年度別海町各会計予算審査特別委員会に付託し審査されました、議案第３号から議案第１０号までの８件につきましては、全員をもって構成した予算審査特別委員会です。委員長の報告は省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、委員長の報告は省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

別海町自治基本条例審査特別委員会に付託し審査されました議案第１９号につきましては、全員をもって構成した条例審査特別委員会です。委員長の報告は省略したい

と思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、委員長の報告は省略することに決定いたしました。

◎日程第３ 各議案の討論・採決

○議長（渡邊政吉君） 日程第３ 各議案の討論・採決を行います。

平成２３年度各会計予算の採決に入る前に、お諮りをいたします。

本件は、全議員で構成する予算審査特別委員会で、質疑、討論、採決が行われております。つきましては、議会運営委員会の協議に基づき、討論は省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、平成２３年度各会計予算の討論は省略することに決定いたしました。

それでは、これから、平成２３年度各会計予算の採決に入ります。

議案第３号の採決をいたします。平成２３年度別海町一般会計予算であります。

予算審査特別委員会では反対討論が出されておりますので、本件については起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡邊政吉君） 起立多数であります。

したがって、議案第３号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第４号の採決をいたします。平成２３年度別海町国民健康保険特別会計予算であります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第４号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号の採決をいたします。平成２３年度別海町下水道事業特別会計予算であります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第５号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号の採決をいたします。平成２３年度別海町介護サービス事業特別会計予算であります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第６号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第７号の採決をいたします。平成２３年度別海町介護保険特別会計予算であります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号の採決をいたします。平成23年度別海町後期高齢者医療特別会計予算であります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号の採決をいたします。平成23年度町立別海病院事業会計予算であります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号の採決をいたします。平成23年度別海町水道事業会計予算であります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

ここで、申し上げます。

ただいま、議案第3号から議案第10号までの平成23年度別海町各会計予算について、すべて決定をいたしましたので、平成23年度別海町各会計予算審査特別委員会は、ただいまをもって解散といたします。委員長を初め皆様、大変御苦勞さまでございました。

次に、議案第19号の採決に入る前にお諮りをいたします。

本件は、全議員で構成する条例審査特別委員会で、質疑、討論、採決が行われております。つきましては、議会運営委員会の協議に基づき、討論は省略をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第19号の討論は省略することに決定をいたしました。

これから、議案第19号の採決をいたします。別海町自治基本条例の制定であります。

条例審査特別委員会では反対討論がされておりますので、本件については起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡邊政吉君） 起立多数であります。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

ここで、申し上げます。

議案第19号について決定をいたしましたので、別海町自治基本条例審査特別委員会は、ただいまをもって解散といたします。委員の皆様、大変御苦勞さまでございました。

次に、議案第20号別海町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号別海町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号別海町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号別海町漁業集落排水事業償還基金条例を廃止する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号別海町生活改善センター条例を廃止する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号町有財産の無償譲渡についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号町道の路線認定及び廃止についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 発議第1号

○議長（渡邊政吉君） ここで、お諮りいたします。

日程第4 発議第1号及び日程第5 発議第2号の2件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、日程第4 発議第1号及び日程第5 発議第2号の2件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

日程第4 発議第1号別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

16番佐々木議員。

○16番（佐々木春男君） それでは、別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての内容について御説明を申し上げます。

昨年来、当議会において、議会活動の活性化等改革に関し、検討、協議を行ってまいりました。地方議会は、住民の負託にこたえ、幅広い活動を行っておりますが、地方分権改革の進展により、議会はもとより、地方公共団体に求められる責任が増し、また、町民か

ら求められるサービスなどの役割は多岐にわたり、拡大する一方であると言えます。

地域で、安全で安心して暮らし続ける上で、特に子育て、老後の生活に関することや医療に関することへの町民の要望は、年々ふえているものと言えます。これらを踏まえ、議会運営委員会及び全員協議会等で協議、検討した結果、各常任委員会の所管を見直し、あわせて委員会の名称の変更を行うこととして、本議案を提案することになったものであります。

なお、説明資料として新旧対照表を配付しておりますので、後ほど御参照願います。

内容につきましては、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議第1号別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び別海町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成23年3月17日、別海町議会議長渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、佐々木春男。

賛成者、池田幸雄、同じく横堀昭康、同じく戸田憲悦、同じく安部政博。

別海町議会委員会条例の一部を改正する条例。

別海町議会委員会条例（昭和62年別海町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

常任委員会の名称、委員定数及びその所管。

第2条、常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1)、総務文教常任委員会、6人。

アといたしまして、総務部の所管に属する事項(国民健康保険税に関する事務を除く)。

イといたしまして、教育委員会の所管に属する事項。

ウ、出納室の所管に属する事項。

エ、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の所管に関する事項。

オ、他の常任委員会の所管に属しない事項。

(2)、福祉医療常任委員会、6人。

ア、福祉部の所管に属する事項。

イ、町立病院の所管に属する事項。

ウ、国民健康保険税に関する事務。

(3)、産業建設常任委員会、6人。

ア、産業振興部の所管に属する事項。

イ、建設水道部の所管に関する事項。

ウ、農業委員会の所管に属する事項。

附則として、この条例は平成23年5月1日から施行する。

以上であります。御審議の上、速やかに御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 発議第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 発議第2号

○議長（渡邊政吉君） 日程第5 発議第2号新たな高齢者医療制度に関する意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

8番松原議員。

○8番（松原政勝君） 新たな高齢者医療制度に関する意見書の提案説明をいたします。

新たな高齢者医療制度に関する意見書の内容について御説明を申し上げます。

提案趣旨。

国は、新たな高齢者医療制度の検討を進め、医療制度改革会議からの高齢者医療制度等について最終取りまとめを受け、今後、関係法案を国会に上程することを検討しております。最終取りまとめの内容は、後期高齢者医療制度加入者1,200万人が市町村国保に加入し、財政運営は都道府県単位となり、国保の中で年齢で区切る制度となっており、低所得者の保険料特例措置も段階的に解消され、結果として大幅な負担増となります。また、2018年度をめぐり、市町村国保を都道府県単位に広域化するとしています。

これまでも、国は、国保への国庫負担を減らし続け、市町村国保の総収入に占める国庫負担金の割合が、1984年の49.8%から、2007年には25%へと半減し、そのことが市町村国保の財政を逼迫し、厳しい実態の原因にもなっております。

また、法定外一般会計繰り入れの解消などにより、保険料の上昇は避けられない状況に陥り、高い保険料の収納が求められ、払えない滞納者に対する差し押さえなども予想されます。

以上のように、新制度は多くの問題を抱えております。私たちは、いつでも、どこでも安心して医療が受けられる制度ができ上がることを願っています。このような状況を踏まえ、本意見書を提出するものです。

内容につきましては、意見書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議第2号新たな高齢者医療制度に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり、別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成23年3月17日。別海町議会議長渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員松原政勝。

賛成者、同じく安部政博、同じく山崎賢一、同じく横堀昭康、同じく瀧川榮子、同じく沓澤昌廣。

新たな高齢者医療制度に関する意見書。

国は、高齢者医療制度改革会議の高齢者のための新たな医療制度等について最終取りまとめを受けて、法案の国会上程を検討しております。最終取りまとめでは、後期高齢者医療制度の加入者1,200万人が市町村国保に加入しますが、財政運営は都道府県となり、今度は国保の中で75歳以上を区切ることとなります。

70歳から74歳までの患者負担割合が2割となり、低所得者の9割軽減、8.5割軽減、所得割5割軽減も段階的に解消するとしており、大幅な負担増となります。また、支援金を負担する協会けんぽを初め、すべての保険料が値上げになり、ほとんどの住民が負担増となります。

さらに、2018年度をめどに、市町村国保を都道府県単位に広域化するとしています。今回の都道府県単位化は、新たな財政支援もなく、国の責任を都道府県に押しつけるものです。国は国庫負担を減らし続け、市町村国保の総収入に占める国庫負担金の割合が、1984年の49.8%から、2007年には25%へと半減しております。そのことが、今日の市町村国保の厳しい実態の原因になっております。国庫負担率をそのままにして都道府県単位化しても、国保の改善にはつながりません。

法定外一般会計繰り入れの解消などにより、保険料の上昇は避けられません。また、市町村は、高い保険料の収納が求められ、払えない滞納者からの取り立て、差し押さえなども求められ、標準保険料を下回る財政負担も生じます。

以上のように、新制度案は多くの問題があります。国並びに政府関係機関におかれましては、高齢者や国民が、いつでも、どこでも、安心して医療が受けられる制度にするよう、以下の事項について要望します。

要望事項。

1、国民健康保険への国庫負担を大幅にふやし、高過ぎる保険料を引き下げること。

2、保険料の上昇や住民サービスの低下につながる国保広域化の押しつけをやめること。

3、70歳から74歳までの患者負担割合の2割への引き上げや低所得者の保険料軽減特例措置の段階的解消、支援金を負担するすべての保険料の値上げなど、大幅な負担増を盛り込んだ新制度案に反対する。

4、後期高齢者医療制度は廃止し、国庫負担で高齢者や自治体の負担を軽減し、安心して受けられる医療制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月17日、北海道野付郡別海町議会議長渡邊政吉。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上であります。御審議の上、速やかに御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 発議第2号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 発委第 1 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 6 発委第 1 号地域医療存続のための医師確保に関する意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長（安部政博君） 地域医療存続のための医師確保に関する意見書の内容について御説明申し上げます。

本件は、平成 23 年 2 月 24 日付で、北海道町村議会議長会会長川又博氏から要請があり、文教厚生常任委員会で協議、検討したものであります。

国は、医師数を抑えることで医療費の伸びを抑制するねらいで、1982 年に、医師の養成の抑制を閣議決定しました。しかし、2006 年末の日本の医師数は 27 万 8,000 人で、人口 1,000 人当たり 2.1 人となっており、経済協力開発機構（OECD）加盟国平均の 3.1 人を大きく下回っていました。中でも、過酷な勤務を強いられる病院勤務の産科や小児科、救急の現場などで医師の不足が顕著となっています。

さらに、2004 年に始まった新医師臨床研修制度が追い打ちをかける結果となり、これまで大学病院が地域の病院に派遣していた医師を引き上げる事態が発生する一方で、市中の大病院に研修医が集中したことから、研修医が来なくなり、医師が減った病院では、医師不足が一層深刻となり、特に地方の病院が窮地に陥る結果となりました。

これらのことから、地域医療を守り、地域住民の安全と安心を確保する上でも、医師としての人格の涵養と基本的な能力を取得した医師の安定的確保と、地域医療の抱える問題の解決策を早急に講ずる必要があります。

このような状況を踏まえ、慎重に協議、検討した結果、委員全員の賛成をもって本意見書を提出することになったものです。

内容につきましては、意見書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発委第 1 号地域医療存続のための医師確保に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり、別海町議会議事規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

平成 23 年 3 月 17 日。別海町議会議長渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会文教厚生常任委員会委員長安部政博。

地域医療存続のための医師確保に関する意見書。

医師不足の現状は、抜本的解決がなされないまま深刻な社会問題となっており、閉鎖に追い込まれる診療科や病院のみならず、地域医療が崩壊する危機的状況も生じている。

平成 16 年に始まった新医師臨床研修制度により、医師の地域偏在が進み、地方で勤務する医師の不足が深刻な状況になっており、医師不足から来る過酷な勤務状況であるとともに、出張医勤務に多額な費用を要して、病院経営が非常に困難な状況にあることから、早急な解消対策が求められている。

住民の安全と安心を確保するため、救急医療を初めとする地域医療体制の整備に当たり、何よりもまず安定した医師の確保が必要である。

以上のことから、地方の医師不足と医師の偏在を解消し、安心できる地域医療体制が存続できるよう、下記の施策を国において緊急に講ぜられることを求める。

記。

医師不足の解消や、地域ごと、診療科ごとの医師偏在の是正を図るために、医師臨床研修において医師の技術修得はもとより、医は仁術という医療の基本を修得することを期し、医師不足地域での数年間の勤務義務など、医師派遣体制を構築する法的措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月17日。北海道野付郡別海町議会議長渡邊政吉。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣。

以上であります。御審議の上、速やかに御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 発委第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 委員会開催の承認について

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第7 委員会開催の承認についてを議題といたします。

内容については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。

委員会開催については、委員長申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、委員長申し出のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて、平成23年第1回別海町議会定例会を閉会……。 （発言する者あり）

中村議員。

○11番（中村忠士君）きのう、議長にお願いを申し上げて、その他のところで発言をしてよろしいと、質問してよろしいということでありましたので、よろしいでしょうか。

○議長（渡邊政吉君）その件について、中村議員から、きのう、お話承って、私のほうから町関係者に質問の趣旨をお話ししてあります。それで、これを終了後に、町長及び関係者のほうからそれなりの報告があると思いますので、その中でもし何かあればお受けはいたしたいと思います。そのようにさせていただければ。

○11番（中村忠士君）大変失礼しました。それで結構です。

◎閉会宣告

○議長（渡邊政吉君） それでは、これにて、平成２３年第１回別海町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前１０時４１分

◎町長あいさつ

○議長（渡邊政吉君） 町長あいさつ。

○町長（水沼 猛君） 定例会の閉会に当たりまして、御礼を兼ねてごあいさつを申し上げます。

去る３月９日から本日までの実質７日間にわたって開会されました定例会におきましては、本会議並びに各委員会を通じて慎重な審議を賜り、連日にわたる御苦労に対しまして敬意と感謝を申し上げる次第でございます。おかげさまをもちまして、平成２３年度予算を初め、自治基本条例等、各種重要案件をすべて原案どおり可決いただきましたことに対しまして、心から厚く御礼を申し上げます。

平成２３年度予算につきましては、来月が町長・町議会議員の改選期となるため、いわゆる骨格予算として編成をさせていただいたところでございますが、議員の皆様方から賜りました御意見等を尊重し、十分検討しながら、町政の運営に反映をいたしますとともに、予算執行に当たりましても慎重を期してまいる所存でございます。今後、改選後の６月定例会におきまして、新体制での肉づけ予算の御審議をお願いすることになりますが、ここに御決定賜りました平成２３年度予算、さらには自治基本条例によりまして、町民参加、町民との協働の住民自治の原点に立って、「笑顔あふれる 豊かさ実感のまち べっかい」の実現を目指して、さらに積極的に取り組んでまいる所存でございますので、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

ここで、４点ほど報告をさせていただきます。

まず、１点目でございますが、国民健康保険の出産育児一時金についてでございます。国民健康保険の出産育児一時金につきましては、平成２１年１０月から平成２３年３月までの間、暫定的に引き上げた支給額、３５万円から３９万円でございますが、これを平成２３年４月から恒久化する内容の健康保険法施行令の改正がなされることとなりました。このため、当町の出産育児一時金につきましても、これに合わせて条例改正を行う予定でございますが、条例改正の根拠となります改正令、この交付が３月下旬となる見込みでありますことから、本定例議会に提案することができませんでした。このため、４月からの施行に間に合わせるために、政令が交付され次第、専決処分で条例改正を行うこととしたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

２点目につきましては、除雪費の状況についてでございます。

除雪費につきましては、平成２２年度当初予算で１億円を計上しておりますが、３月１７日現在で除雪車の出動回数が６回で７，７００万円、残額が２，３００万円となっております。今年度も残り２週間、この予算で対応できるものと思っておりますが、万が一不足した場合には、除雪費への予備費充当、また、専決処分により対応をいたしたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

３点目については、道の駅の登録についてでございます。

昨年から整備を進めておりました、北方展望塔と駐車場の整備が、北方領土問題対策協議会、また、北海道開発局など、関係機関の御理解、御支援のもとに、案内看板等の整備

も含め、順調に完成する見込みでございます。この北方展望塔と公衆トイレが本町初の道の駅「おだいとう」として、平成23年3月3日付で国土交通省から登録されまして、3月18日、あすですが、開発局より認定証の伝達を受けることになりました。4月5日火曜日ですが、11時からオープンセレモニーが予定をされておりますので、議員各位におかれましては、新年度を迎え、お忙しいこととは存じますが、御列席をいただければ幸いに存じます。

4点目につきましては、東北地方太平洋沖地震被災地に対する支援についてでございます。

巨大地震と大津波による、あの痛ましい災害から、きょうで六日目になりますが、いまだに行方不明の方々が多数いる中、懸命な救出・救援活動が行われております。また、原発のトラブルによる放射能漏出も重なるなど、劣悪な環境の中で懸命に復旧に当たられている被災地域の皆様方に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

また、生きるために必死の努力をされております被災地域の皆様方に、本町としても何か支援はできないかということで、昨日、緊急に拡大庁議を開催し、町としての支援策の検討を行いました。しかしながら、被災地が広範囲であり、通信や道路網のほか、それぞれの被災地の現状把握もまだまだ明確になっていない中で、町独自での直接の支援は難しい状況でございますが、現在、町として、町が備蓄している非常食等のうち、飲料水500ミリリットル入りのペットボトルでございますが、960本、アルファ米500食、毛布100枚、それと給水用の袋6リットルでございますが、1,200枚でございますが、これらをいつでも提供できるよう準備を終えたところでございます。

また、公共施設にそれぞれ募金箱を設置して、ホームページや広報を通じて町民の皆様方へも御協力をお願いすることといたしました。

なお、教育委員会でも、校長会を通じて各学校において募金活動と呼びかけるとともに、町の職員にも義援金を募ることとしたところでございます。

このほか、共同募金会におきましても、独自の募金活動を行うとお聞きをいたしているところでございます。

人的な支援につきましても、看護協会からの要請を受け、いつでも派遣できるよう、看護師2名を待機させているほか、根室北部消防事務組合でも、救急車1台と救急隊員3名、このうち1名は別海消防署からでございます、これを来週中には派遣することとなったと聞いております。

このほか、人的支援やボランティアにつきましては、現在のところ、本町単独での行動も難しいことから、北海道や町村会など、他の機関とも連携しながら、被災地の皆様方の必要な要請に応じて、例えば空き教職員住宅の貸しつけや子供たちの受け入れ等々、本町としての受け入れが可能な部分につきましては、今後も積極的に対応してまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

また、今回の災害により、国内の経済活動や国民生活にも大きな影響が出始めてきております。燃料の高騰と給油制限、食料品、乾電池等、日用品の品薄、また、建築資材の供給がかなり厳しい状況にもなってきております。本町におきましても、この状況のため、工事のおくれも今後予想されるところであります。今後、国内全体でさまざまな影響が出てくるとも予想されますが、町民の皆様方におかれましても、まずは冷静な行動をお願いをいたしたいと思っております。

報告事項につきましては、この4点でございますが、議員の皆様方におかれましては、私も含め、来月には任期が満了となるところでございます。振り返りますと、私はこの4年間、町民の皆様と一緒に自立のまちづくりを進めたいという思いを胸に、私自身が町民感覚を失わないことを心がけ、多くの町民の皆様方の参画や協力をいただきながら、第6次総合計画を策定し、協働によるまちづくりを推進してまいりました。この間、国の政権交代等もあり、極めて困難で厳しい行財政運営となりましたが、議員各位には、町政発展のために特段の御尽力を賜り、また、格別の御協力、御指導をいただきましたことに、心から感謝と御礼を申し上げます。

このたびの町議選に際し、再出馬を予定されておられます議員の皆様方におかれましては、来る24日の選挙において全員の皆さんが当選の荣誉を勝ち取られ、再びこの議場でお会いできますよう格段の御努力と御奮闘を心からお祈りを申し上げる次第でございます。

また、御勇退されます議員の皆様方におかれましては、それぞれ、今日の別海町の基盤づくり、町政発展、そして、町民福祉の向上のために多大な御活躍、御苦勞を賜りました。その御功績に心から敬意と感謝を申し上げます。引退をされましても、今後とも町民福祉の向上のために、御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げますとともに、今後の御活躍と御健勝を心から御祈念を申し上げまして、私からの御礼と、定例会閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員、今、報告がありましたので、それでよろしいですか。

報告したので、ここではちょっと質問は控えさせていただきますので、後で、もしあれば、町長部局のほうに言ってください。

◎退職する幹部職員の紹介

○議長（渡邊政吉君） それでは、ここで、本年3月31日付で退職をされます幹部職員の紹介の申し出がありますので、受けたいと思います。

それでは、紹介は副町長のほうからある予定でございます。

○副町長（磯田俊夫君） 大変お疲れのところ、貴重な時間を割いていただきましてありがとうございます。

3月31日付をもって退職いたします幹部職員を御紹介させていただきたいと存じます。

ことし定年退職をする職員は、一般事務職、専門職などを合わせまして14名おります。ここでは、代表いたしまして、次長以上の幹部職員を御紹介させていただきます。

それでは、私のほうから、最初に幹部職員を御紹介し、それぞれ簡単に、皆さん方にごあいさつを申し上げたいと思います。

皆さん方から向かいまして左側から、産業振興部長、飯島孝二です。

続いて、建設水道部長、田中忠敏。

根室北部消防事務組合別海消防署長、佐藤博。

福祉部次長で、根室北部廃棄物処理広域連合事務局長、守川昇。

以上、4名でございます。

それでは、左側から、飯島部長のほうから順にごあいさつを申し上げます。

（産業振興部長 飯島孝二 あいさつ）（拍手）

(建設水道部長 田中忠敏 あいさつ) (拍手)

(根室北部消防事務組合別海消防署長 佐藤博 あいさつ) (拍手)

(福祉部次長 守川昇 あいさつ) (拍手)

○副町長(磯田俊夫君) 以上で、4名のごあいさつを終わらせていただきます。改めて拍手をいただければ幸いです。どうもありがとうございます。(拍手)

○議長(渡邊政吉君) ここで、御連絡を申し上げます。

この後、理事者、議員の皆さん、それから、部長職によります記念写真の撮影を行いますので、この場にお残りをください。

なおまた、その後、議員会定期総会を開催することになっておりますので、その際は事務局から連絡がありましたら、議場に再度お集まりをいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員